

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成11年 法律第156号）第7条第1項^{（注）}の規定に基づき、「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正しました。

修正の要旨は以下のとおりです。

1. 修正の目的

3号機燃料搬入等を踏まえ、所要の修正を行った。

2. 修正年月日

平成22年4月1日

3. 修正の主な内容

- （1）3号機燃料搬入を踏まえ、関係する図表を、3号機を記載したものに修正した。
- （2）緊急時原子力発電所情報伝送システム（SPDS）データ伝送の運用変更に伴い、緊急時体制発令時のデータ伝送対応について修正した。

以 上

（注）「原子力事業者防災業務計画」は、原子力災害対策特別措置法により、毎年、検討を加え、必要があると認められる場合は、自治体と協議のうえ修正し、主務大臣に届出することが義務づけられています。